平成２４年（フ）第３７９号
徳島県板野郡藍住町富吉字豊吉80番地13
債務者　吉原　秋子
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５７号
宮崎県日向市江良町３丁目101番地
債務者　小城　昌典（旧姓児玉）
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第２０７５号
名古屋市千種区竹越１－８－７　フキー301号室、住民票上の住所名古屋市天白区西入町79番地　トルースヒルズＩＴＭ　Ｄ棟202号
債務者　西飯　康智
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３４３号
名古屋市中村区太閤通７丁目１番地　太閤通団地418号、従前の住所名古屋市西区菊井１丁目26番２号　藤和ハイタウン菊井ステージ１　503号
債務者　浅井　宏之
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６０号
神戸市北区北五葉６丁目４番１―206号
債務者　奥野　春枝
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３号
長崎県島原市有明町大三東甲2214番地１　グリーンハウス201
債務者　福田　徳人
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第８号
沖縄県名護市港２丁目７番10号　比嘉アパート201
債務者　通事　正代
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２５年（フ）第９号
沖縄県名護市字饒平名430番地１　饒平名市営住宅201号
債務者　髙山　信常
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２５年（フ）第１１号
沖縄県名護市大北２丁目７番２―406号　かねしろマンション大北
債務者　宮里恵理奈
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２５年（フ）第１１０４号
大阪府摂津市南別府町１番40号
債務者　森脇　一夫
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６３８号
大阪府摂津市庄屋１丁目７番36号
債務者　タラワこと　土居　一郎
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９７０号
大阪府豊中市日出町１丁目６番20の２号
債務者　岩田　春樹（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２００４号
大阪府寝屋川市田井町１番５号
債務者　坂部　優希（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０３３号
大阪府高槻市宮田町３―４―20ネオライフマンション高槻303号、住民票上の住所大阪府高槻市宮田町３丁目15番１―211号
債務者　根岸　清子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１３８号
大阪府守口市藤田町１丁目５番10―102号
債務者　山下　　潤
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１７５号
大阪市旭区高殿４丁目19番30号　ドゥリーエム関目303号
債務者　田上　冨久
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１８３号
大阪府門真市下島町18番14号　ア・ラ・モードメゾン101号
債務者　那木　隆行
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部